#### 議案第61号

小林古径記念美術館条例の制定について

小林古径記念美術館条例を次のように制定する。

令和2年6月2日提出

上越市長 村山秀幸

小林古径記念美術館条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、本市出身の日本 画家小林古径及び本市にゆかりのある美術作家に関連する作品等を広く紹介するとともに、 市民の教育、学術及び文化の向上を図るため、美術館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小林古径記念美術館	上越市本城町7番1号

(施設)

- 第3条 小林古径記念美術館(以下「美術館」という。)の施設は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 美術館本館
  - (2) 小林古径邸

ア 本邸

イ 画室

(3) 庭園

(事業)

- 第4条 美術館は、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 次に掲げる資料の収集、保管及び展示に関すること。
    - ア 小林古径及び本市にゆかりのある美術作家に関する資料
    - イ その他美術館の運営及び調査研究に必要な資料
  - (2) 前号ア及びイに掲げる資料(以下「資料」という。)に関する学術調査及び研究を行うこと。
  - (3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
  - (4) 資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及

び頒布すること。

- (5) 資料に関する情報の提供に関すること。
- (6) その他美術館の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

- 第6条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、 これを変更することができる。
  - (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日
  - (2) 休日の翌日
  - (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適 当と認められる者に対しては、美術館への入館を拒み、又は美術館からの退館を命ずるこ とができる。

(利用の承認)

- 第8条 画室を占用して利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければ ならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 美術館の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) その他美術館の管理上支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、第1項の承認に当たり、美術館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

- 第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。
  - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2) 教育委員会が美術館の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

(原状回復の義務)

第10条 美術館の利用者は、利用した施設及び設備を原状に復さなければならない。前条の規定により利用を中止したときも、同様とする。

(観覧料等)

- 第11条 美術館に入館して資料を観覧しようとする者(第8条第1項の承認を得た者で美術館本館及び本邸を観覧しないものを除く。)は別表第1に定める観覧料を、同項の承認を得た者は別表第2に定める使用料をそれぞれ納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別展示の資料を観覧しようとする者は、その都度市長が定める観覧料(以下「特別観覧料」という。)を納付しなければならない。
- 3 観覧料、特別観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)は、美術館に入館する前 又は画室の利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認 めるときは、入館後又は利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

(年間観覧券)

- 第12条 市長は、利用者の利便に資するため、年間観覧券を発行することができる。
- 2 前項の年間観覧券(以下「年間観覧券」という。)の発行を受けようとする者は、別表 第3に定める料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があ ると認めるときは、年間観覧券の発行後にその全部又は一部を納付することができる。
- 3 教育委員会は、偽りその他不正の手段により年間観覧券を利用したとき又は利用するお それがあると認めるときは、年間観覧券の利用を中止させることができる。

(観覧料等の減免)

- 第13条 市長は、第11条の規定にかかわらず、観覧料等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。
  - (1) 市が主催する事業において画室を利用するとき。 使用料の全額
  - (2) 市が共催する事業において画室を利用するとき。 使用料の50パーセントの額
  - (3) その他市長が必要と認めるとき。 観覧料等のうち必要と認める額 (観覧料等及び年間観覧券の料金の還付)
- 第14条 納付した観覧料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付する。
  - (1) 第8条第1項の承認を得た者が利用の取消しを利用日前3日までに申し出て承認されたとき。 使用料の70パーセントの額
  - (2) 市長が災害その他特別の事情により還付することを適当と認めるとき。 観覧料等の うち適当と認める額
- 2 納付した年間観覧券の料金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、

納付した額の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により美術館の施設、設備、資料等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月3日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(小林古径邸条例及び小林古径記念美術館条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 小林古径邸条例(平成13年上越市条例第5号)
  - (2) 小林古径記念美術館条例(平成17年上越市条例第8号)

## 別表第1 (第11条関係)

区 分	個 人	団体(20人以上の団体)
一般	510円	1人につき410円
高校生 中学生 小学生	260円	1人につき210円

備考 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

# 別表第2(第11条関係)

施設名	使用料(1時間につき)
画室	1,020円

### 備考

- 1 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、 定額使用料の200パーセントの額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として 計算する。

## 別表第3(第12条関係)

区 分	年間観覧券の料金
一般	1,500円
高校生 中学生	7 0 0 円

小学生

# 備考

- 1 年間観覧券の料金には、特別観覧料を含むものとする。
- 2 年間観覧券の有効期間は、年間観覧券の発行の日から同日から起算して1年を経過する日までとする。
- 3 小学生及び中学生は、市外の小学校の児童及び中学 校の生徒に限る。
- 4 この表に定める区分の適用については、年間観覧券の発行の日現在における区分によるものとする。